

栃木県クラブユースサッカー連盟規約 細則

(第3種・U-15 / 第2種・U-18)

1. 加盟・登録について

栃木県クラブユースサッカー連盟に加盟登録するチームは、次の条件を満たしていなければならない。

- ① 本連盟に加盟を希望するチームは、(公財)日本サッカー協会、並びに日本クラブユースサッカー連盟、関東クラブユースサッカー連盟、(公社)栃木県サッカー協会すべてに加盟登録しなければならない。
- ② 本連盟に加盟登録するチームは、本連盟規約第3条の目的に賛同し、かつ第4条の事業の達成に協力できる事を条件とする。又、登録に際しては、本連盟の定める加盟に関する手続きに従い、調査票などの必要書類の提出を義務付けるものとする。
- ③ 本連盟に加盟登録するチームは、1団体1登録とし、複数チームに分散登録は認めない。チーム代表者並びに経営を同じくするものや、運営上で選手の意図的な移籍等の行為がなされた場合、理事会で協議し厳しく罰するものとする。
- ④ 加盟チームの登録、並びに選手の登録については、本連盟の指定する期日までに登録にかかる費用を納入し、所定の手続きを済ませる事。
- ⑤ 本連盟の加盟チームの選手構成は、第3種は15歳以下、第2種は18歳以下とし、外国人選手の登録は、日本サッカー協会の規定に従うものとする。又、クラブ申請をしている下部組織の選手や女子選手の公式戦参加人数、条件などについては、大会毎の開催要項に定めるものとする。
さらに、3種に加盟するクラブにあたっては、新規登録チームの登録人数は中学校年齢層の選手最低15名で準備期間(最低1年間)を得て、新たに15名以上で登録可能とする。
また、新規加盟チームは、『新規加盟希望申請に関するご案内』を参照の上、本連盟が行うヒヤリングに申込み出席を義務付ける。
- ⑥ 中学校体育連盟、高等学校体育連盟に加盟登録する事が出来るチーム、若しくは加盟しているチームは、本連盟に加盟登録する事は出来ない。
- ⑦ 本連盟に加盟登録した選手は、中学校(中学校体育連盟加盟)・高校(高等学校体育連盟加盟)のチームへの登録は出来ない(二重登録のため)二重登録が発覚した場合は、理事会で協議し、(公財)日本サッカー協会の規定に従い、厳しく罰する。
- ⑧ 本連盟に加盟登録した選手の移籍については(公財)日本サッカー協会の規定に準ずる。但し、同一大会内での移籍は認めない。
- ⑨ 加盟登録チームの代表者並びに監督及び事務局は成人でなくてはならない。

- ⑩ 本連盟に加盟登録するチーム及び選手は、定められた会費を連盟の指定する期日までに定められた方法によって納入する事。
- ⑪ 加盟登録するチームは、活動する地域社会に密着したスポーツ活動を事業計画として企画し、実施する事が望ましい。
- ⑫ 新規に加盟登録を希望するチーム・団体は連盟が定める書式に必要事項を記入し、定められた期日までに書類を連盟に提出し審査を受ける事。(連盟ホームページの『新規加盟希望申請に関するご案内』)
- ⑬ 加盟登録したチームは、3種委員会・本連盟主管の大会参加を義務付ける。参加が不可能な場合は、代表者会議の 10 日前までに、大会委員長に報告する事。尚、理由無く大会に参加しなかったチームに関しては、大会役員並びに3種委員会・本連盟役員で協議をし、理事会に諮るとともに、厳しく処罰し、その結果をチームに通達する。

2. 大会等について

本連盟の主管する、大会の試合成立人数は 11 名とする。人数がそろわない場合や、理由なく試合開始時刻に遅刻した場合は、失格扱いとなり、その大会におけるすべての成績が無効となる。
しかし、大会要項に記載がある場合は、その限りではない。

3. 連盟運営費・加盟登録料等について

- ① 本連盟に加盟登録を希望するチーム・団体は、別紙の連盟運営費、加盟登録料、個人選手登録料等を定められた期日までに本連盟に納入する事。
- ② 本連盟が開催する各種大会については、別途参加料を徴収する。金額及び納入日については、事前の代表者会議で各チームに連絡をする。

4. 会計について

- ① 関東クラブユースサッカー連盟の評議委員に選出された理事に、交通費・日当を与えることとする。
- ② 本連盟の理事会(理事及び役員に限る)には、交通費・日当を与えることとする。

5. 総会等について

本連盟に加盟登録する代表者は、総会・緊急を要する臨時総会及び各種大会の代表者会議には、必ず出席する事。やむをえない理由で、代表者が出席できない場合は、代理者(成人者)を必ず出席させる事。

6. 裁定について

本連盟の規約並び細則に違反した加盟チーム及び個人の裁定については、理事会にて協議し、(公財)日本サッカー協会の規定に従い処罰するものとする。

7. 細則の改廃について

本連盟細則の改廃については、本連盟理事会の議決によるものとする。

附則

本連盟規約細則は、1998 年 4 月 1 日から施行する。

附則(2008 年 3 月)

本連盟規約細則は、2008 年 4 月 12 日から施行する。

附則(2017 年 3 月)

本連盟規約細則は、2017 年 4 月 22 日から施行する

附則(2025 年 4 月)

本連盟規約細則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。